

児童育成手当(障害手当)の各市の状況

令和2年4月1日現在

市名	国や都の補助基準どりの実施	補助基準以上に対象者の拡大や単価増の実施	内 容	支 給 制 限 等 詳 細
八王子	○			
立川	○			
武蔵野	○			
三鷹	○			
青梅	○			
府中	○			
昭島	○			
調布	○			
小金井	○	○	月額9,500	都制度、児童育成手当の障害手当の月額15,500円に上乘せ。支給要件は都制度と同等
小平	○			
日野	○			
東村山	○			
国分寺	○			
国立	○			
福生	○			
狛江	○			
東大和	○			
清瀬	○			
東久留米	○			
武蔵村山	○			
多摩	○			
稲城	○			
羽村	○	○	月額13,500、12,500 (障害の程度による)	20歳未満で身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度の児童を扶養している方 ※都制度の障害手当を受けている方は受けられない。また、前年度の所得が一定の限度額以上の場合も同様
あきる野	○			
西東京	○			

※東京都福祉保健局少子社会対策部発行「令和2年度 区市町村における子供家庭支援事業の実施状況」より